

令和6年度

動物実験に関する自己点検・評価報告書

国立研究開発法人 物質・材料研究機構

自己点検・評価実施日：令和8年3月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 <input type="checkbox"/> 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 国立研究開発法人物質・材料研究機構動物実験の実施に関する規程[①]
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 基本指針に則した機関内規程が定められている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当なし

2. 動物実験委員会

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料 国立研究開発法人物質・材料研究機構動物実験の実施に関する規程 [①]、動物実験委員会委員名簿[⑫]
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 基本指針に則して9名（内部委員7名、外部委員2名）で構成される動物実験委員会が設置されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず

3. 動物実験の実施体制

1) 評価結果 ■ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。 □ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 □ 動物実験の実施体制が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 国立研究開発法人物質・材料研究機構動物実験の実施に関する規程[①]、 動物実験室利用の手引き [②]
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 基本指針に即して、動物実験の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(1) 評価結果 ■ 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。 □ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 □ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。 □ 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料 国立研究開発法人物質・材料研究機構遺伝子組換え実験の実施に関する規程[③]、国立研究開発法人物質・材料研究機構微生物等を用いる実験の実施に関する規程[③]、国立研究開発法人物質・材料研究機構毒物および劇物等取扱規程[③]、国立研究開発法人物質・材料研究機構廃棄物管理規程[③]
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 安全管理に注意を要する動物実験に関連する規程類が定められ、実施体制が整備されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず

5. 実験動物の飼養保管の体制

1) 評価結果 ■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 実験動物飼養保管記録[⑬]、動物実験施設視察報告 [別紙2]、標準操作手順書(SOP) [⑩]
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) 実験動物管理者・施設管理者・専任飼育員による管理体制がとられている。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず

6. その他 (動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果)

--

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

1) 評価結果 ■ 基本指針に適合し、適正に機能している。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 国立研究開発法人物質・材料研究機構動物実験の実施に関する規程 [①]、動物実験委員会委員名簿[⑫]、委員会議事録 [④]
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) 動物実験計画の審査、施設の視察、教育訓練の実施等において、委員会の役割を十分に果たしている。なお、動物実験計画に審査においては、全ての計画について個別のヒアリングを行い、慎重な審査を実施している。
4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず

2. 動物実験の実施状況

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

委員会議事録 [④]、研究課題名一覧・審査結果 [⑤]、令和6年度動物実験の実施状況(計画書申請件数、終了報告書の提出件数) [別紙1]、動物実験終了報告書 [⑥]

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

動物実験計画の立案、審査、承認が基本指針に即して実施され、47件の動物実験が実施された。実験計画の立案のために記入上の注意事項が準備され、管理者による事前調査を行うことにより円滑な審査につながっている。令和5年度中に終了した10件は終了報告書提出されて、年度を超えて承認を得ている動物実験は10件であった。

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず。

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

研究課題名一覧・審査結果 [⑤]、令和6年度動物実験の実施状況 [別紙1] (実験動物の飼養保管状況)、事故報告書 [⑦]

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

安全管理を要する動物実験(遺伝子組換え動物を用いる実験)は、令和6年度に123匹実施された。

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず

4. 実験動物の飼養保管状況

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。

自己点検・評価報告書

<input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 令和6年度動物実験の実施状況[別紙1] (実験動物の飼養保管状況、実験動物の入手先)、事故報告書[⑦]、実験動物の逸走報告書[⑧]、動物実験室利用の手引き[②] (飼養保管の手順)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) 専任の飼育技術員により、日々の飼養保管状況 (給餌、給水、動物の異常等) を記録していることを確認し、大きな問題はなかった。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず。

5. 施設等の維持管理の状況

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 動物実験施設視察報告：2026年3月 (別紙2)、環境モニタリング記録[⑨]
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) 専任の飼育技術員が配置され、適正に維持管理されていた。
4) 改善の方針、達成予定時期 飼育設備の拡充に併せて実験動物技術者2級を有する派遣職員が増員された。

6. 教育訓練の実施状況

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 教育訓練実施記録[⑩]、講習会資料：動物実験室利用の手引き[②]
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) 基本指針や実験動物飼養保管基準に則した教育訓練が実施されている。

4) 改善の方針、達成予定時期
該当せず

7. 自己点検・評価、情報公開

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

NIMS 公式 HP、過去の自己点検・評価報告書
令和 6 年度動物実験の実施状況（別紙 1）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

平成 20 年度分より NIMS 公式 HP において動物実験に関する規程及び基本指針に即した自己点検・評価報告書を公開している。

4) 改善の方針、達成予定時期
該当せず

8. その他

- ・動物実験を実施するにあたり事前に動物実験責任者、動物実験従事者に教育訓練を義務付けており、未受講者は動物実験に携わることができない。
- ・動物実験従事者登録の継続には e ラーニングの受講あるいは外部講師による講義の受講が義務となり、未完了者は管理区域への入室できないシステムが導入されている。